

板橋区特別支援学校給食費補助金制度のお知らせ

板橋区では、令和5年9月から学校給食費の無償化を実施していることに伴い、県立、国立、私立特別支援学校の小学部及び中学部に通う児童・生徒の保護者（板橋区在住）の経済的負担を軽減するため、給食費相当額の補助金を支給します。

1 対象者

次の(1)~(3)のすべてに該当する保護者の方

- (1) 児童・生徒、保護者の方ともに、板橋区に住民登録があること
- (2) 児童・生徒が、令和7年度に県立、国立、私立いずれかの特別支援学校小学部または中学部に在籍していること
- (3) 東京都就学奨励事業など他の事業により給食費全額の補助を受けていないこと

※所得制限はありません。

※都立学校については令和6年度から都による無償化が実施されているため、原則対象外です。

2 補助金の額

下表の交付額（年間上限額）を上限に、給食費相当額を補助します。

| 区分 | 小学部 | | | 中学部 |
|----------------|---------|---------|---------|---------|
| | 低学年 | 中学年 | 高学年 | |
| 交付額 (年間上限額) | 52,250円 | 56,430円 | 62,700円 | 71,225円 |

※令和7年4月から令和8年3月までの11か月分（8月を除く）が補助対象期間です。

※他の制度により給食費の補助・免除を受けている方は、その内容に応じ支給金額を調整します。

※身体的その他の事由により、給食に代わり弁当を持参している場合は、お問合せください。

3 申請期限

令和8年2月27日（金）

※3月中に支給対象者となった場合は、お問合せください。

4 申請方法

原則、電子申請にて申請をお願いします。

※電子申請が困難な場合は書面申請も可能です。以下の書類を区ホームページからダウンロードし、板橋区教育委員会事務局学務課に郵送または御持参ください（土、日曜日、祝日を除く）。

- (1) 板橋区特別支援学校在籍児童・生徒給食費補助金交付申請書兼口座振替依頼書〔必須〕
- (2) 給食費の月額及び年額が確認できる書類の写し〔必須〕
- (3) 国又は地方公共団体の負担において給食費の一部給付を受けた場合、その給付の内容が確認できる書類の写し（東京都就学奨励事業の支弁区分決定通知書など）〔該当者のみ〕
- (4) 振込先口座の通帳等の写し〔必須〕



区HP二次元
コード

5 支給方法

保護者の銀行口座に、補助金額を一括して振り込みます。年度途中で転入・転出や転校したときは、補助額の調整（一部返還を含む）をします。

6 問合せ先・提出先

板橋区教育委員会事務局学務課学校給食係 電話：（直通）03（3579）2617

〒173-8501 東京都板橋区板橋2-66-1 E-mail: ky-gkyushoku@city.itabashi.tokyo.jp